

新規採用職員のみなさん！

休みといましたか？

研修は
休んじゃダメ！

県職員の労働組合

神奈川県職員労働組合



◎「休み」(休暇)って！？

です！

休暇には「年次休暇(年休)」、「夏季休暇(夏休み)」、「忌引休暇」、「慶弔休暇」、「療養休暇」、「介護休暇」、「育児休暇」等々、多くの休暇制度があります！
ここでは「年次休暇」と「夏季休暇」について説明します。
その他の「休暇」について質問があったら、県職労(神奈川県職員労働組合)に質問してください！

◎年休(年次休暇)

1月1日から12月31日の期間で合計20日間、
時間単位で自由に取得できる休暇。
未消化日数は最大で20日間繰りこせます。
なお、4月1日新採用の人は15日間です。



◎夏休み(夏季休暇)

7月1日から9月30日の間で5日間、1日または
4時間(半日)で自由に取れる休暇。
特に「お盆休み」期間の設定はありません！



「年休」と「夏休み」
をうまく使いましょう！